会　　議　　名	平成 29 年度第 1 回板橋区資源環境審議会清掃・リサイクル部会
開　催　日　時	平成 29 年 5 月 12 日（金）　午前 10 時 00 分から午後 12 時 00 分まで
開　催　場　所	板橋区役所 9 階　901 会議室
出　　席　　者	16 人 〔委員〕石垣委員（部会長）、平山委員（副部会長）、竹内委員、吉田委員、依田委員、皆川委員、手島委員、小泉委員、田坂委員、長谷川委員 〔幹事〕資源環境部長 〔事務局〕環境課長、環境戦略担当課長、清掃リサイクル課長、板橋東清掃事務所長、板橋西清掃事務所長
会議の公開（傍聴）	公開（傍聴可）
傍　聴　者　数	０人
議　　題	・板橋区一般廃棄物処理基本計画（第四次）の策定について
配　布　資　料	・板橋区資源環境審議会清掃・リサイクル部会委員名簿 ・板橋区一般廃棄物処理基本計画（第四次）策定スケジュール ・東京都板橋区資源環境審議会運営方針 ・東京都板橋区資源環境審議会傍聴規定 ・一般廃棄物処理基本計画（第三次）の進捗状況について ・次期計画の検討課題について
審　議　状　況 （会議概要）	・板橋区一般廃棄物処理基本計画（第四次）の策定についての審議
所　　管　　課	資源環境部清掃リサイクル課計画調整係　　℡3579-2218

1. 開会

○新井清掃リサイクル課長：おはようございます。定刻前ではございますが皆さまおそろいのようですので、第１回清掃・リサイクル部会を開会させていただきます。本日は委員の皆さま方にご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。申し遅れましたが、私、この４月に、くらしと観光課から参りました、清掃リサイクル課長の新井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は１回目ということでもございますので、事務局より委員の皆さまをご紹介いたしたいと考えております。まずはじめに、国立研究開発法人国立環境研究所主任研究員の石垣智基様でいらっしゃいます。

○石垣部会長：石垣でございます。よろしくお願いいたします。

○新井清掃リサイクル課長：石垣先生には本部会の部会長をお願いしているところでございます。続きまして、大東文化大学教授の平山義康様でいらっしゃいます。

○平山副部会長：よろしくお願いいたします。

○新井清掃リサイクル課長：平山先生には本部会の副部会長をお願いしているところでございます。続きまして、板橋区町会連合会副会長の竹内捷郎様でいらっしゃいます。

○竹内委員：よろしくお願いいたします。

○新井清掃リサイクル課長：続きまして、一般社団法人板橋産業連合会副会長の吉田栄様でいらっしゃいます。

○吉田委員：よろしくお願いいたします。

○新井清掃リサイクル課長：続きまして、板橋区商店街連合会副会長の依田禎子様でいらっしゃいます。

○依田委員：どうぞよろしくお願いいたします。

○新井清掃リサイクル課長：続きまして、板橋区資源リサイクル事業協同組合理事長の皆川三彦様でいらっしゃいます。

○皆川委員：皆川でございます。よろしく、どうぞ。

○新井清掃リサイクル課長：続きまして、板橋区婦人団体協議会ホームヘルプ部部長の手島有哉子様でいらっしゃいます。

○手島委員：手島でございます。よろしくお願いいたします。

○新井清掃リサイクル課長：続きまして、東京都環境衛生事業協同組合板橋区支部長の小泉雅義様でいらっしゃいます。

○小泉委員：小泉です。よろしくお願いいたします。

○新井清掃リサイクル課長：続きまして、区民の皆さまを代表してご出席いただいております、田坂日出夫様でいらっしゃいます。

○田坂委員：田坂です。よろしくお願いします。

○新井清掃リサイクル課長：続きまして、東京都環境局総務部環境政策課自治体連携推進担当課長の長谷川徳慶様でいらっしゃいます。

○長谷川委員：長谷川です。どうぞよろしくお願いいたします。

○新井清掃リサイクル課長：本日は3名の方がご欠席でいらっしゃいます。東京あおば農業協同組合代表理事専務の櫻井秀昭様と、東京商工会議所板橋支部建設分科会副分科会長の中尾美佐男様と、区民代表の戸田里子様、お三方、本日はご欠席でございます。以上 13 名の委員の皆さま方に年内にかけてご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

　続きまして、当部会の幹事および事務局職員を紹介させていただきます。はじめに幹事の紹介でございます。資源環境部長の五十嵐でございます。

○五十嵐資源環境部長：五十嵐と申します。どうぞよろしくお願いします。

○新井清掃リサイクル課長：次に事務局を紹介させていただきます。環境課長の長谷川でございます。

○長谷川環境課長：長谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○新井清掃リサイクル課長：環境戦略担当課長の宮津でございます。

○宮津環境戦略担当課長：宮津です。よろしくお願いいたします。

○新井清掃リサイクル課長：板橋東清掃事務所長の木村でございます。

○木村板橋東清掃事務所長：木村です。よろしくお願いいたします。

○新井清掃リサイクル課長：板橋西清掃事務所長の神田でございます。

○神田板橋西清掃事務所長：神田でございます。よろしくお願いいたします。

○新井清掃リサイクル課長：それでは、石垣部会長よりご挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○石垣部会長：改めまして、国立環境研究所の石垣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着席して失礼いたします。板橋区の廃棄物処理基本計画の第四次の策定ということで、第三次の計画は平成 24～33 年の計画期間です。どういうことかと言いますと、平成 23 年度に今の第三次を考えたわけです。平成 23 年というのは、皆さん覚えていらっしゃると思いますけれども東日本大震災があった直後で、この検討自体も節電とかをしながら暑いさなか皆さんで知恵を絞って第三次の計画を考えたという、思い出と言ったら変ですけれども、そういう中で作り上げたものでございます。

ただ、この 5 年間の間に、劇的なと言いますか、社会の情勢も大きく変わりまして、例えば、災害廃棄物ということで言えば、災害廃棄物対策指針というのが作られまして、それぞれ自治体あるいは都道府県の中で廃棄物の処理計画の中に災害廃棄物の処理も位置づけていきましょうということになってきました。あるいは、東京オリンピックもこの間に決まったのだと記憶していますし、外国人の観光客の方も劇的に増えてきている。それは多分いいことだと思います。それから、板橋区の人口というのも、後で話があると思いますけれども、思ったほど減っていないというか、むしろ増える傾向にあって、その辺が実際の第三次のときに考えた予測とはかけ離れているということもあろうかと思います。

適切な時期に廃棄物処理基本計画を、私は見直しという言い方は好きではないのですけれども、新しいものを作っていくということは非常に重要なことであります。委員の皆さまは、それぞれいろいろな立場を代表して来られている方や、区民の代表ということで来られている方もいらっしゃいますけれども、ぜひそれぞれのお立場から言わなければいけないこと、あるいは一区民として申し上げていただきたいことを存分にお聞きする場にしたいなと思っております。短い間、短期にギュッと会議を濃縮してやるようなスケジュールになっていると思いますので大変かと思いますけれども、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○新井清掃リサイクル課長：ありがとうございました。続きまして、平山副部会長よりご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○平山副部会長：平山でございます。私は今、大東文化大学で教えておりますが、その前は環境

省、環境庁の時代ですけれども仕事をしておりました。環境庁の時代というのは、まだ廃棄物処理法が厚生省によって所管されている時代でございまして、その意味で私自身は廃掃法の事務を担当したことはありませんけれども、廃掃法自体は非常に大きく変転を重ねてきております。

まず環境庁に移管されるときに循環型社会形成推進基本法というものを作りまして、環境行政の中で廃棄物行政をどのように位置づけるいう面から大きく見直しがされました。

それからもう1つは、廃掃法自体も、これは環境法をおやりになる方はみんなお分かりと思いますけれども、枝番がいくつもできておりまして、場所によっては2段階に分かれて枝番ができているという、非常に複雑怪奇な法律で、読み解きにくい法律の中の代表だといわれるくらいであります。これは逆に申し上げれば、この廃棄物行政、清掃リサイクル行政というのは、いかに国民の生活の中で重要であるかということを示していることになろうかと思います。

それを受けまして、板橋区の中でこういう部会におきまして議論をされるということは非常に重要なことだと思います。私自身はそんなに詳しくはございませんけれども、石垣部会長のご指導の下に、協力しながら検討を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○新井清掃リサイクル課長：ありがとうございました。それでは、審議に入る前に配布資料の確認をお願いいたします。本日、机上に配布しております、次第の下のほうに記載がございますが、「委員名簿」、「座席表」でございます。これを本日配布させていただいております。

続きまして、事前にお送りしております、資料1「板橋区一般廃棄物処理基本計画（第四次）策定スケジュール」でございます。なお、先日お送りいたしました資料に、区内部のスケジュールまで掲載しておりまして、空欄が多々ございました。机上に差し替えを用意させていただいておりますので、大変申し訳ございませんが差し替えのほうをお願いいたします。

続きまして、資料2としまして「東京都板橋区資源環境審議会運営方針」、資料3「東京都板橋区資源環境審議会傍聴規程」、資料4としまして「一般廃棄物処理基本計画（第三次）の進捗状況について」、最後、資料5「次期計画の検討課題について」でございます。

このほかに机上には『かたつむりのおやくそくハンドブック』を配布させていただいております。参考にしていただければと思います。

1つお願いでございますが、本会議につきましては会議録の作成というものがございます。その関係で、この会議、録音させていただきたいと思っておりますのでご了承のほうお願いいたします。それでは、石垣部会長、進行のほうをお願いいたします。

○石垣部会長：はい。できるだけ形式的なところは廃して、実際の議論に多くの時間を割きたいと思いますので、手短にいきたいと思います。板橋区一般廃棄物処理基本計画（第四次）の策定ということで、今日はスタートですので、まずは現行の第三次の計画についての進捗状況、それからその評価、それからこれから考えようとしている次期計画、第四次の計画で挙げられていくであろう主な課題について審議をしたいと思います。今後のスケジュールとこの部会の運営方針について、まず皆さんとご確認したいと思いますので、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

2. 議事

(1)板橋区一般廃棄物処理基本計画（第四次）の策定について

○新井清掃リサイクル課長：清掃リサイクル課長の新井からご説明申し上げます。

まずは、確認のため本部会の位置づけにつきまして申し上げます。皆さまもご承知のとおり、4 月 24 日に開催いたしました資源環境審議会におきまして、板橋区一般廃棄物処理基本計画（第四次）の策定について区長より諮問させていただきました。その際に、計画の改定作業に当たりまして、資源環境審議会の下に専門部会を設けまして審議検討していくことになり、委員の皆さまを構成員として本部会が発足したところでございます。

それでは本題に入ります。資料 1 をご覧ください。「板橋区一般廃棄物処理基本計画（第四次）策定スケジュール」でございます。今般の一般廃棄物処理基本計画の改訂に際しましては、部会の開催を 6 回予定しております。その審議結果を適宜、親会でございます審議会に報告することといたしております。なお、親会である審議会につきましては、今後 3 回開催する予定でおります。時期につきましてはこちらのスケジュールのとおりでございます。

続きまして、運営方針等でございます。本部会は資源環境審議会の専門部会ですので、同審議会の運営方針および傍聴規程を準用したいと思っております。資料 2 をご覧ください。「東京都板橋区資源環境審議会運営方針」でございます。運営方針の要点をご説明いたしますと、会議は原則公開とし、代理出席は認めないものでございます。公開した会議の会議録も公開することとなっております。

続きまして、資料 3「東京都板橋区資源環境審議会傍聴規程」をご覧ください。こちらのほうでございます。傍聴の申込手続き、傍聴席に入れない場合について、第 2 条、第 3 条と記載がございますが、こちらのほうを遵守事項と定めています。説明につきましては以上でございます。

○石垣部会長：ありがとうございます。1 つだけ先に確認したいんですけれども、この部会の運営方針、傍聴というのは全てこの審議会の方針規定にのっとって行われるということでいいんですね。

○新井清掃リサイクル課長：はい、準用させていただきます。

○石垣部会長：分かりました。では、皆さんのほうから今の説明に対して何かご質問等ございましたら挙手をお願いしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この運営方針等については了承いただいたということで次に進みたいと思います。

続きまして、現行計画の進捗・評価、それから次期計画の検討課題ということで、資料 4 と 5 についてまとめてご紹介いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○新井清掃リサイクル課長：それでは、資料 4 をご覧ください。「一般廃棄物処理基本計画（第三次）の進捗状況について」です。基本理念・基本方針の記載がございます。まず一番最初に基本理念としまして、人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」を実現するというものです。こちらにつきましては、平成 5 年 4 月に「エコポリス板橋」環境都市宣言を行っておりまして、今後もこの宣言が区の基本理念となりますので、第一次は平成 12～23 年度、第二次は 18～27 年度、第三次は 24～33 年度と、それぞれの計画の中でも基本理念ということで同様にさせていただいておりますので、第四次に向けても同じというふうに考えているところです。

同様に達成目標 1 としまして循環型経済社会の実現を目指す、2 としまして循環型廃棄物処理システムの構築を図るものと、基本方針が、1～6 までございます。第一次の計画のときには基本方針は第 5 まででしたが、二次、三次ということでは基本方針 6 を追加しまして、同様にきているところです。

基本目標、基本方針につきましては、廃棄物の発生から処分までの流れに大きな変化はなく、3R の推進には各主体の役割を果たすとともに、互いに連携・協働していくことが求められてるというものです。継続性のある施策が重要という考えの基、第四次につきましても同様に設定していきたいと思っているところです。

1 枚おめくりください。第三次計画では平成 27 年度を中間目標、平成 33 年度最終目標としているところです。平成 27 年度を中間目標、33 年度を最終目標としまして、総排出量、これは資源、可燃、不燃、粗大、持込ごみ全てのものですが、その年間総排出量の削減率、ごみの年間排出量の削減率、リサイクル率の目標を定めているところです。

具体的には、平成 27 年度につきましては、総排出量の削減率としまして 16 年度比 17.1%削減、区民 1 人 1 日当たりに直しますと 199g の削減。平成 33 年度は 23.8%の削減、区民 1 人 1 日当たり 261g の削減。ごみの減量率としましては、16 年度比 23.9%削減、区民 1 人 1 日当たり 222g の削減。33 年度は 32.6%削減、区民 1 人 1 日当たり 289g の削減。リサイクル率としましては 25%、33 年度は 28%というものです。

これを分かりやすくするものとして、下のグラフがございます。ご参照ください。

右のページに移らせていただきます。数値目標の達成状況です。平成 27 年度の中間目標につきましては、総排出量の削減率、ごみの削減率、リサイクル率ともに達成できておりません。しかし、区民 1 人 1 日当たりの総排出量の目標値 199g/人日に対しましては 195g/人日と、ほぼ達成に近いのかなというものです。

具体的には総排出量の削減率は 17.1%減に対しまして 14.5%の削減、量から言いますと 16 年度は 19 万 7,672 トン、27 年度は 16 万 9,077 トンで、14.5%の削減になっています。1 日当たり 199g につきましては、1,036g から 841g で、195g の削減というものです。ごみの削減率としましては 23.9%の減につきましては、量的には 16 万 3,475 トンに対し 14 万 403 トン、14.1%の削減です。区民 1 人当たりに直しますと 159g というものです。リサイクル率につきましては、25%の目標に対して 17.7%というものです。

これも同様に下に折れ線グラフと棒グラフをさせていただいております。ご確認をお願いい

たします。

1 枚おめくりください。3 番としまして、未達成の要因です。要因の 1 つとしまして、人口増加により総排出量の減少が鈍っていると言えるかなというものです。先ほど部会長さんからもお話がございました、第三次計画で想定していた予測人口、これは微減ということで少しずつ減っていくという予測ではございましたが、実際は逆で人口は、増えています。ただし、人口は増えても年間の資源・ごみ量は減少している状況ですが、その減り具合が鈍っているというものです。

1 人当たりの資源量の大幅な減少でございます。1 人当たりの目標値 199g に対しまして 195g というような形で、ほぼ達成に近いのかなというところではございますが、ごみの排出量は目標値に対して実績は 159g/人日ということで、なかなか資源にごみの削減が回らなかったというようなことが言える状況でございます。

また、それと同時に、資源ですが、ごみが減るということで資源が増えるのかというような内容ですが、微減というような状況でした。

右のページです。減ってきた要因の 1 つとしまして、資源ごみの絶対量が減ってきた。特に大きく減ったのが新聞関係です。古紙の中でも新聞の発行部数がかなり減ってきている状況です。それが図表 8、図表 9 に表れている状況です。

1 枚おめくりください。分別の不徹底です。ごみの中には依然としまして資源化可能なものが多く含まれています。平成 22 年度と比較しましても大きな改善が見られていない状況です。可燃ごみの組成、図表 10 がございます。この中でも左から 3 番目の資源混入率というところです。ここにつきましては依然として横ばいに近いような状況です。また、不燃ごみにつきましても、10%ぐらいが資源として混入しているというものです。まだまだ資源ということで分別していけば、かなり数値的には改善されるような見込みがあると思っているところです。

4 番としまして、主要課題と重点施策です。第三次計画の課題と施策については、後ほど詳細は述べさせていただきますが、3 つの主要課題としまして、1 つ目は、廃プラスチックの取り扱い、2 つ目として新たなごみ減量施策の検討・推進、3 つ目として家庭ごみ有料化に向けた取り組みということで主要課題を挙げさせていただいております。それを受けまして、8 つの重点施策がございます。これらを含めて第三次計画の施策体系としましては、(1) 普及啓発計画、(2) 発生抑制計画、(3) 再利用促進計画、(4) 収集運搬計画、(5) 処理処分計画、(6) 運営管理計画、6 つの計画で構成させていただいたものです。

1 枚おめくりください。重点施策の取組状況です。重点施策として、1～8 までございます。トレイ・ボトル類を集積所収集の分別対象品目に追加から始まりまして、家庭ごみ有料化について調査・検討の継続まで、一番右側に実施状況、これはアルファベットで表させていただいております。真ん中にそれぞれの重点施策の中の施策の内容を記載させていただいているものです。

それでは個別のものに移らせていただきます。9 ページでございます。まず 1 番、トレイ・ボトル類を集積所収集の分別対象品目に追加についての、進捗状況です。こちらにつきましては一部実施でございます。28 年 6 月から大規模マンション約 200 カ所、集積所約 50 カ所でモデル回収を実施しているところです。今後の方針等につきましては、回収エリアを拡大予定で

す。

下に参考としまして区民アンケート調査を記載しております。廃プラスチックのさらなる資源化についてどのように思われるかという設問に対して、「進んで行うべき」「できる範囲で行うべき」「必要ない」「無回答」というような回答でございますが、費用対効果等を考えながら排出者側のほうについても分かりやすい分別ということで、この品目を選んでいるところです。

1 枚おめくりください。続きまして、重点施策の生ごみの減量・資源化施策の推進でございます。施策が 3 つございまして、1 番としまして家庭内での水切り励行等の促進、こちらは実施中です。2 番としまして、コンポスト容器等による家庭内処理の促進、こちらは実施中と一部助成制度につきましては終了しているところです。3 番に地域・学校等と連携した「小さな循環づくり」の可能性の追求というところです。これは実施中と一部終了というところ、規模を縮小しているところもございますので、記号としましては、その他・F と記載させていただいております。

元に戻りまして、1 番の水切り励行ですが、『かたつむりのおやくそくハンドブック』への記載や区民まつり等のイベントで水切りのクイズ等を行い、水切りの励行ということでの周知に努めているところです。

コンポスト容器等による家庭内処理の促進です。たい肥作り講習会等を開催していきまして、区民農園の募集に合わせて受講者等も確保しているところです。それと、今申し上げました助成制度は終了というものです。

「小さな環境づくり」です。現在 2 か所、富士見地区と徳丸地区で、コンポストを設置して、地区の住民の皆さま方に利用していただいているところです。ただし、24 年に 9 か所あった地域コンポストは、利用者の確保がならず、27 年度までに 7 か所廃止したというものです。

今後につきましては、生ごみの減量、家庭内処理に対する普及、講習会等を継続していくとともに、「食品ロス」を発生させないという取り組みについても順次検討が必要と考えているところです。

右側のページでございます。参考としまして、厨芥、台所から出るごみですが、水切りをすることによって、もう少し削減、減量できると思っているところです。また、アンケート調査のほうでは、「食材を買いすぎない」「在庫に注意して、賞味期限切れ等を出さない」、こういった意識がどんどん上がっていけば必然的にごみの減量につながっていくと思っているところです。

また、最後、区民アンケートの調査ということで、生ごみを出すときに水切りをしているかというところです。「していない」というのが 27 年度 10%と、ちょっと上がってきているという状況です。こちらにつきましては、まだまだ周知していくと同時に、一部では調理済み食品の購入や、外食が多くなっている実態もございます。そうしますと、そもそも水切りをするという行為が少なくなっていることも考えられるのかなという状況です。

1 枚おめくりください。紙類の資源化施策の推進です。施策としましては、区民に分かりやすく、取り組みやすい雑がみの分別排出方法の導入・周知です。こちら実施中です。回収品目を「紙パック」「紙箱・紙袋・OA 用紙」に限定しまして、27 年 4 月から 6 分の 1 のエリアでモデル回収、28 年 4 月からは回収地域を区内全域に拡大しているところです。

板橋かたつむり運動の積極的な展開や出前講座の充実等の普及啓発です。実施中ということです。資源とごみの分け方・出し方のチラシ、転入者用の冊子を統合し、『かたつむりのおやくそくハンドブック』を平成 25 年 1 月に全戸配布いたしました。そのほかにもイベント等で啓発パンフレット、グッズを配布しているところです。そのほかに「かたつむりのおやくそく」の歌、踊りを年間 40 回程度、出前講座等で配布し、インターネット上でも動画を公開しているところです。3 番目としまして、集団回収の維持・発展への取り組みです。こちらは実施中ということです。『かたつむりのおやくそくハンドブック』や、広報いたばし等で周知に努めているところです。この内容としましては、集団回収への補助制度の周知に努めているというものです。

今後の方針につきましては、雑がみ類の分別徹底に向け、周知していく取り組みです。そのほかに集団回収の促進に向けましてハンドブック等による広報を引き続き行うとともに、今後スマートフォン等での「ごみアプリ」の導入など、いろいろな手法について検討してまいりたいと思っています。

図表 5 は、集団回収の実施団体数の推移です。

右側のアンケート調査です。平成 23 年から「かたつむりのおやくそく」を実施していますので、24、27 の 2 か年の状況です。「名称も内容も知らない」というのが 86.6%ございました。これが 3 年後の 27 年度には 13.3 ポイント減り、周知できたところもございます。ただし、「名称も内容も知っている」「名称は知っているが、内容は知らない」というところでは 11.9 ポイントの増加といった状況で、少しずつでも増えてきていると思っているところです。

転入者、ふれあい指導で『かたつむりのおやくそくハンドブック』を配布しています。そのほか、出し方等の情報源については、集積所の看板というのが一番多くなっているところです。そのほかにも「便利帳」にも掲載させていただいております。

1 枚おめくりください。販売店と連携した取り組みの推進です。施策の内容としまして、「いたばしエコ・ショップ制度」の強化というところです。これは現在も行っているところです。こちらは、認定に関する要綱を改正しまして、新たに認定店の取組状況に応じ、3 段階にランク分けしているところです。そのほかホームページでの認定店の紹介を、一覧表でお名前と所在地等を出していたものを 1 ページずつそれぞれ詳しく紹介するように変更いたしたところです。

イベント等の展開では、「いたばしエコ・ショップ制度」の変更に伴いまして、認定条件の必須項目に、「板橋かたつむり運動」への協力を入れさせていただいているところです。そのほかお店でも『かたつむりのおやくそくハンドブック』の配布、ポスター貼付等の協力をお願いしているところです。

続きまして、店頭回収活用への普及啓発と商店街における取り組みの推進です。こちらにつきましては、まだ未実施という状況です。

「いたばしエコ・ショップ」については、こちらに記載がございます。参考にご覧いただければと思います。

「いたばしエコ・ショップ」の認定基準を改定したものの、認定店舗数の大きな増加は見込めていないのが現状です。現在、認定店は 15 店舗となっております。制度のあり方について

再検討が必要だなと思っているところです。

右側の区民アンケート等につきましても、「エコ・ショップ」ということでは16%程度、15%程度が認知されているというものです。そのほか集団回収、拠点回収がやはり大きくなっているのかなと思っているところです。

1枚おめくりください。地域単位・居住単位の取り組みの推進です。施策の内容としては、地域単位・グループ単位でのごみ減量活動の充実です。こちらにつきましては実施中ということです。各地域から選出していただいておりますリサイクル推進員に対して、研修会等の実施を行うと同時に、町会等へ出向きまして講座を開催しているところです。単身アパート等の分別徹底対策としまして、分別徹底が滞っている集合住宅等については、清掃事務所からふれあい指導を実施しまして、必要があれば管理人の方に協力を得て実施しているところです。

今後の方針につきましては、引き続き継続すると同時に、分別の徹底、ごみ出しルールの徹底に向けた効果的な方策について検討が必要と思っているところです。

下の表の棒グラフの中で一部訂正をお願いいたします。④の「資源を持ち去る人がいる」というところの平成24年度でございます。これが1.5%となっているのは間違いでございまして、17.9%。その下の黒い18.3%に近いような数字でございます。17.9%が正しい数字でございました。

いろいろな面でふれあい指導等でごみ減量に努めていくとともに、分別の徹底についても、ふれあい指導を行っており、アンケートの結果では「特に困っていない」という部分が数字的には約半数です。

右のページ、事業系ごみ対策の推進です。施策の内容としては、事業系ごみの排出基準の強化・指導の徹底です。こちらは、C・検討中となっております。事業系ごみは自己処理が原則ですが、排出量が1日平均50kg未満の小規模事業所につきましては、有料ごみ処理券を貼付し、集積所での収集となっています。排出基準の強化について検討というような状況です。多様な資源回収ルートの確保ということで、オフィスリサイクル、商店街リサイクルを実施しているところです。

今後の方針としましては、引き続き啓発・指導を行ってまいるところと、同時にオフィスリサイクル、商店街リサイクルの参加促進を周知していきたいと思っているところでございます。

27年度のアンケートでは、「事業系シールを貼って排出している」回答が4分の3以上ございますが、残念なことに「貼らずに排出している」回答も2割強ございます。やはり小規模の事業所さんですと家庭用のごみと一緒になっている状況もあるのかなと思っているところです。

1枚おめくりください。7番としまして、リサイクルプラザを拠点とした取り組み等の推進です。リサイクルプラザを拠点とした取り組みを充実させるとともに、区民活動を活性化させる仕組みづくりを進めるということです。これは実施中です。リサイクルプラザで「いたぷらショップ」という、衣類、雑貨等のリサイクルというものです。おもちゃの交換会の実施、フリーマーケットの実施、28年1月に10周年を迎えまして感謝祭を行ってきたところです。

来館者数につきましては、下の棒グラフでございますが、残念なことに少し減っている状況もございます。まだまだ周知に努めていかなければならないと、思っているところです。

右のページでございます。家庭ごみの有料化について調査・検討の継続です。「紙パック」「紙箱・紙袋・OA 用紙」「トレイ・ボトル」の回収や「不燃ごみの資源化」など、新たな施策を展開している最中です。まだまだごみ減量に、努めていかなければいけない部分もございます。それらがまだ残っているという段階では、なかなか有料化というのは難しいと思っているところです。

それと併せまして下のアンケート、棒グラフでございます。「どちらかといえば有料化に反対である」「有料化すべきではない」という回答が、かなりの数字を占めているような状況です。

資料 4 の説明につきましては以上でございます。

引き続き資料 5 をご覧ください。次期計画の検討課題についてです。第三次計画の進捗状況を踏まえ第四次の検討課題について整理したいと考えております。下の図をご覧ください。左側に国等の法律等の記載がございます。国のほうでは環境基本法がございまして、循環型社会形成推進基本法の下に第三次循環型社会形成推進基本計画がございます。こちら、国も第四次の策定作業を始めていると聞いておりますが、詳細が今の段階ではまだ分かっていない状況です。

この計画を受けまして、廃棄物の処理および清掃に関する法律等々の記載がございまして、それぞれその法律等を受け、板橋区としましても一般廃棄物処理基本計画（第三次）、一般廃棄物処理実施計画、分別収集計画等を策定しているところです。こちらの上位の計画としては、板橋区基本構想、板橋区基本計画 2025、板橋区環境基本計画 2025 がございます。

併せまして、東京都の計画としまして、東京都資源環境・廃棄物処理計画、二十三区清掃一部事務組合の計画としまして、一般廃棄物処理基本計画がございます。こちらとの整合を取りながら、私どものほうの計画を策定しているものです。

1 枚おめくりください。この後に記載の大きな項番がございます。1 のさらなるごみ減量施策の検討・リサイクルの推進から始まりまして、3 のその他までございます。こちらにつきましては、検討が必要であろうという項目を、項目ごとに内容を中心にしているものです。この中からまた改めまして、基本目標、基本方針にのっとった形での施策、分類を行うというものでございますが、今の段階では私どものほうで考えられる内容ということで作らせていただきました。

現状としまして、中間目標年度では目標を達成できていないところがございます。また、可燃ごみの内訳としまして、生ごみ（厨芥類）および紙類が約 3 割、プラスチック類が約 2 割というふうに混ざっているものです。また、古紙類、布類などの資源化可能なものが 16.5%含まれているというものです。雑がみの分別回収の全区拡大、トレイ・ボトル容器のモデル回収といった新たな取り組みが開始されております。これらをもっともっと推進していくところです。

その中で国の動向としましては、先ほども申し上げておりますが、第三次の基本計画の中では発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）をまず行いまして、それでも排出される不用物についてはリサイクルという、3R の原則に基づきまして実施しているところです。一方、容器包装リサイクル法では大きな変更等はないという状況がございまして、容器包装の分別収集を行う自治体と、再商品化を行う事業者の役割分担・費用負担のあり方等については現状維

持というようなお話となっております。

東京都の動向としましては、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」が公表されまして、目標年次としましては 2030 年度、食品ロスなどの資源ロスの削減、事業系廃棄物のリサイクルのルール作り、そのほか災害廃棄物処理計画の策定などが施策として考えているものです。そのほか“もったいない”というような内容で食品ロス削減・東京方式の確立、レジ袋の無償配布ゼロ、事業系廃棄物の 3R ルール作りによる「持続可能な資源利用」に取り組む企業・団体の増加というようなものです。

右のページに移りまして、この項目での検討課題ということで、さらなる発生抑制（リデュース）に向けてということと、資源分別によるリサイクルの推進に向けてと、効果的な普及啓発と、それぞれこのようなものを入れさせていただいているものです。

さらなる発生抑制ということでは、コンポストなどの家庭内処理、食品ロス、プラスチック類をはじめとする容器包装類の削減、エコ・ショップ制度のあり方についての再検討というものです。

資源分別によるリサイクルの推進につきましては、「紙パック」「紙箱・紙袋・OA 用紙」の回収結果を踏まえて、さらなる取り組みの検討が必要です。昨年から行っているこれらのものにつきましての拡大、トレイ・ボトル類をはじめとするプラスチック容器包装の取り扱いがどうあるべきか、モデル事業を踏まえた上での検証を行っていくものです。そのほかに、小型家電、廃家電、廃食油等の集団回収を含めて品目別の状況を精査した上での対応や、「板橋かたつむり運動」を逐一推進するというものです。

1 枚おめくりください。適正処理の推進です。現状としましては、こちらに記載のとおり、家庭ごみの収集運搬は区が実施し、持ち去り問題が深刻化したことから条例による罰則を規定しているところです。東京二十三区清掃一部事務組合が実施している、不燃ごみ中間処理とは別に不燃ごみを全量資源化するというような取り組みを行っています。事業系ごみにつきましては、処理料金の上限が 36.5 円/kg ですが、29 年 10 月から 40 円/kg に改訂します。そのほかに 50 kg 未満の区が収集するものについては、有料ごみ処理券の貼付徹底です。収集したごみの中間処理は清掃一組が実施しておりますが、残さの最終処分としましては、特別区の委託を受けまして中央防波堤埋立処分場・新海面処分場で実施しているところです。それの現状等も考えていかなければいけないというものです。

国の動向としましては、大きな部分としましては、熊本市、水俣市で開催されました外交会議で「水銀に関する水俣条約」が採択されております。私どもにつきましても収集関係、いろいろ検討していかなければいけないところです。この大きなものとしましては、水銀の血圧計ですとか蛍光灯の関係でございます。この辺について私どもも対応を取っていかなければいけないというようなところです。

東京都の動向です。先ほどと重なる部分がございますので割愛させていただきますが、災害廃棄物につきましては現在検討中でありまして、ちょっと遅れているようで、今年の 4 月に「中間のまとめ」のパブリックコメントを実施しているところです。

そのほかに清掃一組の動向というところで、右のページに移させていただきます。このような形で災害案件等も含めて考えていきたいと思っているところです。一組のほうからは、出て

きました焼却灰のセメント化等を今開始しているというところです。

下の参考図というところでは、今申し上げました、災害時のものでして、国のほうからずっと下りてきまして、東京都、一番下に市町村ということで、私どものほうで災害廃棄物処理計画の策定を行っていくというものです。

1 枚おめくりください。検討課題です。今も申し上げさせていただいております、リサイクル、適正処理の推進に向けた検討が必要というものです。集積所の適性管理、有害物の混入排除等に引き続き取り組んでいきたいと思っております。国の基本方針としまして、災害廃棄物処理計画の策定を踏まえて、私どもでも策定を求められているというものです。

右のページ、その他です。一番最後のところですが、一廃計画（第四次）に必要な課題の検討を行っていくということで、まず 1 点目としまして計画期間です。通常でいきますと 10 年というのがおよその目途ですが、私ども平成 37 年度までの 8 年間と考えているところです。これは板橋区基本計画、板橋区環境基本計画との整合を図るため、終わりの年度をそろえるという意味もございまして、8 年間の 37 年度というふうな計画を立てさせていただきたいと思っているところです。

そのほか、排出量の削減率、リサイクル率を指標とさせていただいておりますが、下のほうにも記載がございます、板橋区基本計画、環境基本計画では、関連計画等では 1 人当たりのごみ排出量を指標としていますので、これらと整合を図りつつ、目標を見直すというふうに考えているところです。

長くなりまして申し訳ございませんが、説明は以上です。

○石垣部会長：ありがとうございました。いくつか重要なご説明もありながら、資料 4 では現在の計画の進捗状況を評価も含めてお話しいただきました。そこから抽出された課題と世の中の流れというのが、資料 5 についてご説明いただいたというところになります。主に皆さまからのご意見は、資料 5 を中心にいただきたいと思いますが、資料 4 のほうも確認とか質問がございましたらお願いしたいと思います。

時間が限られておりますので、お一人様 1 回のご発言で質問をまとめていただきたいと思います。1 回に複数の質問をまとめていただけると皆さまに発言の機会が回ってくると思いますので、そういう形でよろしくお願いしたいと思います。

○依田委員：お聞きしたいんですけど、いいですか。恥ずかしいんですけど、この中を見ますと雑がみの分別の回収があるって書いてございますけれども。

○石垣部会長：資料のどちらのことでしょうか。

○依田委員：両方にありますよ。4 にも 5 にもありますけども、トレイとかボトルは、うちのほうはスーパーマーケットがありますから、そこへお返しできますけれど、雑がみですか、いろいろ書類とか、宣伝用にいっぱい本やなんか来ますよね。そういうものをどういうふうに捨てて良いか、分からないので人に聞いたんですけど、誰も分からない。普通ごみに今まで仕方ないから入れていましたけど、これ、うちのほうもやってるんでしょうか。全域に、と書いてご

ざいますが、何曜日にでしょうか。

○新井清掃リサイクル課長：主なものとしましては、集団回収でお出しいただくのが一番間違いないのかなというような状況でございます。すみません、一般のご家庭ということでのお話になるんですか。それとも事業系のことでのお話になりますか。

○依田委員：事業じゃなくて一般のごみです。

○新井清掃リサイクル課長：そうすると、通常の集積所のに毎週１回資源の日があるかと思います。

○依田委員：資源ごみのときに出せばいいんですか。

○新井清掃リサイクル課長：はい、そうです。その日にお出しいただければ大丈夫でございます。

○依田委員：そうですか。だけど、そういうことを昔はよくいろんなペーパーで教えてくださいましたけれど、この頃そういうあれが全然ないので、すごく分かりにくいんですけれど、「いつ・何」とかいうのを出していただくと一番いいと思います。

○新井清掃リサイクル課長：そうですね、申し分けございません。

○依田委員：よろしくお願いいたします。

○石垣部会長：『かたつむりのおやくそくハンドブック』に書いてあるんですか。

○新井清掃リサイクル課長：はい、『かたつむりのおやくそくハンドブック』や、あと便利帳やホームページに掲載しています。諸々に掲載はさせていただいているところですが、まだまだですね。

○依田委員：そうですね。

○石垣部会長：こういうのはわれわれ研究所もそうなんですけれども、行政のほうに対しては、いくら情報を出しているつもりでも出しっ放しであり、伝っていなければ意味がないというようなお叱りをわれわれもよく受けます。いろんな手段で、いろんなメニューでご用意いただいていると思いますけれども、そういった周知というのはできるだけご尽力いただければなと思います。

○新井清掃リサイクル課長：はい。

○石垣部会長：では、ほかの方、もしご質問、特に資料5に関するご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

○小泉委員：かなり区民は、頑張っていると思うんですよ。削減率、増えている中でも減っている部分があります。やっぱり目標が高いほうがいいのか、達成できる数字がいいのかとか、あと、リサイクルの部分では、先ほどスーパーマーケットとかが、回収している部分というのは多分カウントされてなかったりとか、持ち去りもかなり多いと思うんですよ。そういう面ではリサイクルというものを区民は結構やっている、逆にやってない人のほうがほとんどいないんじゃないかなという部分は感じています。

ただ、古紙の部分に関しては、正直言ってOA用紙というのは他人にとっては秘密じゃなくても自分にとっては秘密だったりという部分があると思うんですよ。子どもだったらテストの点数は秘密だったりとかね。そういう部分で、今の紙袋で出すというのがなかなか広がらない部分なのかなと。正直言って見られたくない部分が誰しもあると思うんですよ。だから、これは経費がかかるから難しいのかもしれないけど、ビニールで出すとか、飛んでいかないような車で回収をするとか、区民が出しても見られないとか、そういうのも出てくるような気もするんですよね。そういう努力というんでしょうか、やっていくのがいいのかなと思います。

ただ、この後、トレイの部分については結構難しいじゃないですか。良いトレイと悪いトレイというのもあったりする部分があるので。ボトルもそんなに頻繁に出るのかなという部分もあるんで、逆にプラスチックは、どこまで費用対効果の部分でやっていいのかという部分もあるんですけど、リサイクル率だけを求めるんだったらもっと違う施策のほうがいいかなと思う。ただ、地球の温暖化とか、結局はプラスチックですから、それをどう利用するかというものの考え方というのもしていかなくちゃならない。だから、リサイクル率をどこまで高くしていくのかというのは、検討課題なのかなという部分は思っています。

○田坂委員：これは法的に規制するしかないと思うんですよね。だって、こんな便利のいいものはないものね。ただ、これは全部石油が原料だということであると思うんです。これは軽くて、めちゃくちゃかさばって、運搬に恐ろしく困難を伴う。それで、後の取り扱いに大変になる。だから、プラスチックの容器というのは一考を要すると思います。

○小泉委員：昔に戻れといったって、なかなかそれは無理ですよ。こんだけ便利な世の中になっている中で、それを否定してまで、共稼ぎの世代がいる中で、そんな簡単に「皿、持ってって買ってこい」とか。やっぱり帰りに買うとか、そういうのは時代の流れのしょうがない部分なんだと思いますよ。それを否定しちゃったら、今の社会というのはなかなか難しいのかなという部分があると思います。

○新井清掃リサイクル課長：今お話しいただきました目標の関係です。こちらのほうにつきましては、私どもも同じように考えているところでして、目標の設定につきましては高いのがいい

のか、達成できるものがいいものなのか。ただ単に達成だけを目指すということと、きちんとやっていくという話、いろいろあるかと思います。これにつきましては、今後具体的な検討の中で皆さま方のご意見を頂戴しながら決めていきたいなと思っているところです。

併せまして、確かに皆さま方にリサイクル、いろいろやっていただいているのは十分私どものほうも分かっているところではございますが、やはり意識の高い方とそうでない方もいらっしゃるというのも現状です。いかにそれを掘り起こしていくのかというのも、私どものほうの使命なのかなと思っているところです。そういったものも含めまして、私どももきちんと対応はしていかなければいけないとふうに思っているところです。

○竹内委員：今のリサイクルの話なんですけれども、町会としてはいつも集団回収をやっているんですが、その中にせっかく集団回収に出した新聞紙を持ち去るということもかなりあるんです。新聞の販売店が最近ロール１つでもってずいぶんと回収してる。あの辺りが回収率に悪く影響してるんじゃないかなと。私たちのほうも、それによって町会に入ってくる金額が少なくなっているので、その辺をリサイクル率に直したときにどうなるのかということを検討する必要があるんじゃないかなと私は考えます。

地元の配達所が自分の、朝日新聞なら朝日新聞、読売新聞なら読売新聞の袋を、もう十分分かってますから日にちで決めておいて出しておくと、ちゃんと１つロールを置いてバイクでスーッと持っていって、集積場所に持っていって、それこそものすごい大きなトラックで持って帰る。その辺はリサイクル率に対してすごく影響があるんじゃないかと思うので、先ほど小泉さんからお話があったように、リサイクル率うんぬんのところはあまり考えないほうがいいのかなということが１点です。もう１点よろしいですか。

○石垣部会長：どうぞ。

○竹内委員：あと、ここのところで町会の何人かの方から、特に花を愛好されている方、植え替えの時期が来ているんですね。あの土をどういうふうに捨てたらいいかということで質問を受けるんです。私も分からないので、前は公園課か何か、以前は回収する制度があったみたいなんですけれど、ここのところないということも聞いてますし、かといって公園の隅に捨ててくるわけにもいかないし、植え替えも必要。そんなもんですから結局見えないような、透明でない袋に入れてごみと一緒に出すというようなことをやっているみたいなんです。

これは、農協さんや、ホームセンターとか、ああいうところは結構そういうものを売ってるじゃないですか、肥料とか土を。ああいうところに回収のお願いをしたらどうかなと。それによってごみはだいぶ少なくなるんじゃないかなと思って、これは提案ですが、させていただきたいと思います。

○石垣部会長：2 つ目のご指摘は、いわゆる公共の土地への植栽というお話のことでよろしいんですか。個人の、ということですか。

○竹内委員：個人の、要するにプランターの土の処分です。

○石垣部会長：個人の趣味とか庭の、ということですか。

○竹内委員：はい。

○石垣部会長：それはちょっと難しいかもしれませんが。

○新井清掃リサイクル課長：まず1点目でございます。集団回収のほかにも販売店からトイレットペーパー1個を置いて回収とかは、リサイクル率のほうには、販売店が回収していくものは入っておりません。ですから、今委員さんがおっしゃったような形で、それがこちらに来ればというようなお話かと思うんですが、もちろん集団回収を実施する上では私どものほうから補助金ですとか、いろいろな面、支援という部分でやらさせていただいているので、少しでもその辺を皆さま方にも周知させていただきたいなと思っているところです。

2つ目のコンポストの関係でのたい肥が出来上がったというのではなくて、プランターの土ということですか。

○竹内委員：そう、家庭で使っているプランター、花の植え替え時期に来ると土が出てくるじゃない。古い土を新しい土に取り換えるでしょ。あと、肥料も取り換えたり、そのものをどういうふうに捨てるかということを何人かに聞いたらば、普通一般ごみと一緒に見えないようにして出しているということでもって、ここにも何パーセントか率を書いてありますけど、それは売り主、売るほうの責任でもって、そういう集積所、ここに持ってくれば回収しますよというような制度を行政のほうで作っていただければいいのかなと思います。

○新井清掃リサイクル課長：その辺は大変難しい面もございまして、検討させていただくといっても、すぐに一朝一夕に簡単にできるというものではないかと思うんですが、いろいろな面で入口があれば出口が必要になってくると思いますし、出口の部分につきましてもリサイクル等は大きく関係するものでございます。いろいろな面で検討していかせていただきますが、すみません、土の部分につきましては、すぐにここでお答えはできない状況でございます。

○石垣部会長：まあ提案として。今日は特に区民の皆さんからいろいろな身の回りのことも含めて問題提起いただけるようなことが、広く情報が集められればいいかと思いますので、提案としてお聞きいただければいいのかなと思います。

○吉田委員：事業系のごみで、事業所で2割程度が貼らずに出しているという回答があるということです。この辺はどうなんでしょう。もう少しきちっと対応できるようなシステムは取れないようになっているんですか。

○新井清掃リサイクル課長：今のお話、資料 4 の 17 ページの真ん中辺の棒グラフかと思います。事業系ごみ、平成 27 年度でも 20.9%が貼らずに出しているというようなお話をいただいております。こちらにつきましては 5 人未満の家内工業的な部分もございまして、そういう方がご自分の家庭のごみと一緒に出したりとか、そういうような状況で出している方が多いのかなと思っているところです。これにつきましては、まだまだ改善に努めていただく必要があるのかなと私どももこの調査結果では見ておりますので、周知徹底につきましては今後も引き続きやっていきたいと思っているところです。

○長谷川委員：2 点ほど私から申し上げます。まず 1 つなんですが、削減目標の達成というか、削減目標というのを設定しておりまして、3 つほど設定されていると。総排出量の削減率、ごみの削減率、それからリサイクル率。これは 3 つ完全に独立したものというよりも、連動しているような感じがするんです。つまり、ごみを削減、どんどんしたとしても、リサイクル率が高くなっているとすれば、総排出量としてはそんなに減ってこないということになってくるかなと。目標が 3 つあるんですけれども、依存関係があるというか、そうすると、どこを目指していくのかというのが分かりにくいのかなという印象を持ってしまったんです。

そうしたときに、まず最初に何をして、次に何をしていくのかという、例えば、まずは発生させないということをやって、どうしても発生するんだったら、いかにそれをリサイクルするかという、そういう施策の順番みたいなもの。そういう考え方が示されるといいのかなと。示されているのかもしれないですけれども、この 3 つのパラメータを見ちゃうとそこが少し分かりにくいかなというのは、私、印象として受けたものでございます。

それから、2 つ目は都の関連として申し上げますと、今小池知事になって、小池知事というのはどちらかというと一点突破的な発想が強いんですね。クールビズの成功体験もあるということで、全体的なものというよりも非常にピンポイントのところで、いかに都民の方、区民の方の共感を得て、意識を改革していい方向に持っていくか。よく資源関係で言えば「もったいない」という言葉を使っていますけれども、「もったいない」ということを、ある一点突破で醸成して意識改革していくという形がお好きというか、そういう形でやっていくのが一番いいんじゃないかとおっしゃっています。

なので、都は食品ロスとか、レジ袋の削減とか、そういう一点突破的なことを結構言ってまして、実際やるのは難しんですけれども、そういうふうな施策体系なんですね。最近出した実行プランでもその辺を言っている。実際、区のこの計画の中で、どのようにそういったものが反映されているかというのは分からないのですけれども、そのような視点も入れていくといいのかなと、私、印象を強く持ちました。以上です。

○石垣部会長：ありがとうございました。何かご意見がございましたら。

○新井清掃リサイクル課長：はい。目標のことにつきましては、本当にありがとうございます。いろいろご意見を今日の段階でもいただいたりしておりますが、それらを含めまして今後、少しずつそのような形で、ご提示していきたいと思っているところです。

そのほか、東京都の部分での食品ロス、レジ袋の削減等につきましても、皆さま方が簡単に分かりやすい、「おっ」ということにつきましても、私ども、参考にできる部分についてはそのようなことで対応していきたいなと思うところです。ありがとうございます。

○宮津環境戦略担当課長：環境戦略担当課長でございます。環境基本計画を所管している課長なので、補足をさせていただきたいと思います。環境基本計画、先日策定したところでございますが、従前の指標というのが、ごみの排出量につきましては資源回収を除いたごみの総量とリサイクル率で把握していたんですけれども、どうしても総量ですと人口の影響を受けてしまうということで、新しい環境基本計画の中では、区民の方に分かりやすいようにということで、1人当たりの1日のごみ排出量ということで指標を切り替えさせていただいております。リサイクル率につきましては、従前どおり載せているところでございますけれども、そういった意味で今回の計画策定に当たりましては、区民の方に分かりやすいような形の指標に切り替えていくというのも一つの手段なのかなと考えているところでございます。以上です。

○石垣部会長：ありがとうございます。今後の計画を考えいく中で反映されていくということで、連携しながら決めていくのが大変重要かなと思います。板橋区内はもちろんですけれども、東京都さんもそうですし、あるいは国で考えているような循環基本計画、そちらのほうとも常に情報を入れながら、もちろんそれに追従する必要はないと思うんですけれども、その情報はしっかり入れながら、板橋区独自の指標なり計画を作っていくという方針でやっていければいいかなと思います。

○田坂委員：私ども、ごみの収集の件についてごみの集積場所がいろんなところにあるんですが、集合住宅とそうでないところではえらい差があるわけなんです。集合住宅はちゃんとした収集場所がありまして、密閉されたところに収納するようになってますけれども、一般は道路の脇に置いてあるわけです。それは何ともならんですかね。

網を持って、当番で順繰りで番号で、作っているんですけれども、それもみっともなし、交通の妨害にもなりますし、収集の時間が作業の都合とかでばらばらになりますしね。はっきり申せば、地主の犠牲を払ってもらって、固定式の収集場所を、密閉式の収集場所をどういう形で作ればいいのか検討がつかないんですが、そうしたほうが見た目はよくなるし、衛生状態もよくなるしと思います。

○石垣部会長：というご意見、ご提案ということですか。

○田坂委員：オープンじゃどうにもならないと思うんです。

○石垣部会長：もし何かあれば、お願いします。

○新井清掃リサイクル課長：今お話しいただきました、さすがに集積所の中、道路にある集積所

のところにボックスみたいな形で設置するというのはなかなか難しいのかなと思うところです。それこそ交通の関係もございます。

○田坂委員：ですから、道路から完璧に離したやつですね。

○新井清掃リサイクル課長：なるほど。そうしますと、その土地の提供ですとか、いろいろな面がございます。不都合な点がございましたら、集積所の関係につきましては清掃事務所のほうでもご相談を受けているところです。ただし、これは排出される皆さま方で決めていただければいけないというところもございますので、その辺りにつきましては相談いただければ、参考の意見ですとか、こういうようなことができるんじゃないかとか、ご提案は私どもでもできるのかなと。最終的には皆さまの同意を得て決定していただくというような流れになるかと思います。

○田坂委員：結局道路の一部を占有しているでしょう。そいつを道路から外したほうがいいもんだからね。

○新井清掃リサイクル課長：もちろん、お土地を提供していただける方がいらっしゃれば、それが一番いいのかなと思っているところでございますが、土地を提供していただけるというところまでは追いついていないのかなというような状況でございます。

○依田委員：古着の回収場所って、私たち年寄りは仲町のふれあい館まで持っていかれないので、資源ごみのときにリサイクル用と書いて出しちゃいけないでしょうか。主人の洋服がいっぱいあって、それを今片付けたりするもんですから。男の洋服は買い手もないし、もらい手もないので。女の洋服はいくらでももらい手がいますけど。ちゃんと畳んでごみ袋に入れてあるんですよ。

○皆川委員：ウエスは出てないですか。どこかにあるはずですよ。

○竹内委員：それは集団回収で出せばいいのですか。

○新井清掃リサイクル課長：竹内委員からもお話をいただいたような形で、集団回収でお出しいただくんですが、もちろん町会ごとですとか、お集まり、仲間内の集団回収の中でやっている項目、紙、びん、缶ですとか、そのほかに古布ですとか、それぞれ団体さんによって内容が違います。布をやっていない団体さんですと、申し訳ございません、その拠点回収場所にお持ちいただかないとなりません。

○依田委員：でも、私一人だから持っていかれない。ものすごいいっぱいあるんですよ。ビニールのごみ袋にちゃんと畳んで入れてあるんです。この前お聞きしたら、普通ごみにさせてくだ

さいと言うけど、着れる洋服ばっかりなので、ごみだともったいない。

○新井清掃リサイクル課長：ご相談どおりでございまして、集団回収で実施項目としまして古布が入っている回収業者さんでの回収となります。

○依田委員：持っていかないと駄目ということですか。年寄りでは持っていかれないですよね、何着もありますから。

○石垣部会長：これは私のほうからぜひ一つ検討課題に入れていただきたいんですけれども、今のお話のように、国の考え方としても、これから高齢化が進んできて、いろいろな面で排出、ごみを出すこと自体が非常に難しくなってくるということは多くなってきて、排出困難者と呼んだりするんですけれども、そういった方へのいろんな形での支援、サポートというのは、これから考えなきゃいけないことになると思うんです。

もちろんリサイクル率とかごみの削減とか、そういうぎちぎちの指標とは相いれないような考え方かもしれませんけれども、福祉の観点とか、あるいは公共サービスの充実という点から、そういうことはぜひ検討課題として入れておいていただけるといいかなと思います。最後に言おうと思ったんですけれども、この機会に述べさせていただきます。

○手島委員：関連です。今のような方、たくさんいらっしゃると思うんですけれども、宅急便を使って、半額、区が負担すると。それで半額は送る人の負担というようなことで、全額というとかなりな額になると思うんです。ですから、半額なり３分の１なり２なりの補助をしていただくというようになると、おっくうと言うと大変失礼ですけれども、回収もできますし、そういうのを利用するということはいかがでしょうか。

それからもう１点です。すみません、今度は関連じゃないんですけど、先ほどのお話にもありましたように、ごみの集積場所には何曜日は何というのが出てるんですけど、具体的じゃないんです。だから、例えば、『かたつむりのおやくそく』とか、こういうのを見ている方はちゃんと分別できるんですけど、迷うごみというのが出てくるわけです。

それから、いろんな古紙についても、今、全部透明な袋ですよね。そうすると、中には見られたくないなというものもあるわけです。ですから、その辺のところをどういうふうに改善すればいいかということ。それからもうちょっと具体的に、こういうものを出してもいい、「こういうもの」ということをもっと具体的にあそこに書いていただけると大変ありがたい。徹底が、少しはするのかしらというように思っております。

それから、先ほどのごみの集積場所ですけれど、私どものところは空き地がないのでご要望のような場所はうちのほうにはありません。要するにそこにごみを出す人たちの、お互いのあうんの呼吸というか、そこでまた地域の共同体みたいなものもできるわけです。だから、きちっと置くことによって、それぞれは便利かも分かりませんけれども、地域の共同体が成立しなくなるというところがあるんですね。それは地域のどういう人たちが住んでいるかによっての、成立するかしないかというのはあると思いますけれども、ごみの集積場所があることによって、

新しく引っ越してきた人たちもその仲間に入るわけです。そういう便利さもあるということを申し上げておきたいと思います。

○田坂委員：例えば、富士見街道なんかにいっぱいあるんですよね。私はいつもそこを通ってここへ来るわけですが、走るのには本当に邪魔です。みんな歩道に置いてあるんですね。

○小泉委員：古布の市況は、どうなんですか。古布で回ってくるとウエス以外は基本的に海外に出さざるを得ないという部分で、日本で一番集まるのは暖かいものが結構出てくるという話ですが、古布が必要な国というのは逆に言うとシャツとか薄いので、こんなの着ないよという話も一時期出てたと思うんです。ですから、集めるにしても費用対効果という部分ですか、その線引きというのも、やみくもにやればいいというものでもないような気もします。古布が集まったけれど行き場所がなくて最終的には産廃物で捨てちゃったというのでは意味ないでしょうから。

○石垣部会長：経済性だけを考えると、相当つらいということはあるんですけれども、例えば、災害時の支援とか、そういうとき。例えば、この前もネパールの地震のときに結構冬物が役に立ったみたいなのがあって、ただ、「じゃあ、すぐ送りますんで集めましょう」と言って、集まる量ってそんなに多くないので、普段からどうやってそれを誰が持っておいてというところが難しいというか、ほぼ不可能というところで、それがなかなかマッチングしないというのはおっしゃるとおりだと思います。

○手島委員：依田さんがおっしゃるのは、古布になる前のリサイクルですよね。どなたかがそれをお召しになるという。

○依田委員：洋服なんかは、外国に売るとかって区で言っていましたよね。ですから、そういうのにするために、結局男の人の背広とか、女の人のはもらい手がいっぱいあるからいいんですけど。

○手島委員：古布になる前の形としてのリサイクルでという。2～3 回しか着てないから古くないんですよ。でも、もう主人が老人ホームに入っちゃってますから、要らないから捨てなきゃならないんですけど。

○石垣部会長：何段階かあって、国内でまだ十分売って、いくらでも着れるようなお召し物というのは国内で十分リサイクルとか、フリーマーケットとかで回るものもあって、それがだんだん段階が下りてきて、例えば海外に行ったりとか、布になったり繊維になったりしてリサイクルされるみたいな形になると思うんです。

○皆川委員：リサイクルといってもいろいろ利用法が違うんですよね。

○石垣部会長：そうです。

○依田委員：この前お聞きしたら、要らないお洋服は中国のほうへ区で送るとか言ってらしたので、うちの人は昔大きかったから、今着る方がいないんで、着れるのはご近所の方がもらってくれたんですけど、着れないものはちゃんと畳んで、今ごみ袋に何個か入れてあるんです。これを資源ごみのときに出していいのかどうかなと思って、もったいないから。

○竹内委員：私の地区は桜川地区という地域なんですけれど、桜川地域センターのところは古いものを預かるシステムになっていますよね。そこへ持ってくる、時々地域センターに行って話すると、大きな袋に入れて古布だとか、そういうものを持ってくる方がいるんですけど、まずその方たちはリサイクルショップに行くんです。リサイクルショップに行ってはねられたものを地域センターの集積所に持ってくるというので、シーズンごとにすごく量が増減したりして、かなり量が出てますね。

　ただ、そういう面で移動手段があればそういうところに持っていって、なおかつ使えないものはそういう回収場所は、何か所かあるんですか。

○宮津環境戦略担当課長：『かたつむりのおやくそく』の 12 ページに古い布の拠点回収の話が記載してございますので、ご確認いただけますか。10 カ所ちょっとぐらいあるような気がします。11 カ所ですかね。

○竹内委員：そんな取り組みもしているので、こういうことをもう少し、『かたつむり』の周知徹底をされたほうがいいのかなと思います。

○石垣部会長：このハンドブック、どの区もそうなんですけれども、非常に苦労して皆さん作られていて、いろんな情報が入っていて、先ほどおっしゃっている服の話もそうですし、土の話もそうですし、ほぼここに載っているんですよね。今の集積所の話もそうです。まずこれを見てくださいというのは重要なポイントで、われわれ側がこれを見て勉強しなきゃいけないのもあるんですけれど、区のほうにはそれをうまく周知していただくという、お互いの理解が必要かなと思いました。

○竹内委員：もう 1 点よろしいですか。
○石垣部会長：はい、どうぞ。

○竹内委員：資料 4 の 8 ページなんですけれども、ごみの出し方が交通に支障を来しているとか、汚いとか、1 か所にまとめられないかというお話が出ましたけれども、一番気になっているのが 5 番の単身アパートのところの分別徹底対策、これを実施しているから A ということで書いてあると思うんですけども、成果のほうはどの程度なんですか。この方たちが意外とだらしないんですよね。成果のほうがこの表には出てないので、その辺をもう少し詳しくお願いします。

○石垣部会長：答えにくいと思いますけれども、お願いします。

○新井清掃リサイクル課長：実際問題としまして、お話がありますと、東西の清掃事務所のふれあい指導の担当の者が伺いまして、それぞれアパートの大家さん等も含めながらお話を聞くと同時に、ご協力いただきながら徹底していきたいということでの対応はさせていただいております。ただ、申し訳ございません、そこまでの段階で、その後にもまだ続くようであれば、またお話しいただくと何回か通ったり、逆に私どものほうからその辺は事前に見に行くとか、そういうような対応はさせていただいております。

実際このアンケート調査ではございますが、「特に困っていない」というような部分で私どものほうの考えをやるのは安直すぎますので、引き続きこういった話があれば、きちんとふれあい指導を送りまして、それぞれその集積所ごとに対応をしていくということはやっておるところです。

○吉田委員：そのことについて、もう 1 つは人口増、ありますよね。直接は海外の人たちが結構住んでいらっしゃるんだと思うんですけども、こういう人たちに対してどういうふうに教育をするかということがやっぱりあるんだと思います。分からない人は、そこへパッと、袋にも入れないで置いていくというのが見られるんですよね。ここも必要だろうと思うんですけれども。

○新井清掃リサイクル課長：今後 2020 に向かって、外国の方がお越しになられることもたくさんあると思いますし、今現在でも板橋区にも外国人の方、多数住んでいらっしゃっております。その中でも私どものほうとしましては、英語版、中国語版、韓国語版のこういった案内、ハンドブックを作成して周知に努めているところでございます。

○手島委員：人口増ということですけども、これは日本人の年代的にどの程度の年代の人たちが増えたのか、あるいは外国の方が増えたのか、その辺の統計はお取りになっていらっしゃいますか。

○石垣部会長：この分析は非常に重要なんですね。どんなごみが出てくるかということに直結しますので。

○新井清掃リサイクル課長：今 55 万を超えている状況でございます。こちらのほうの数字につきましては、住民基本台帳の数字を出させていただいておりますので、住所を持っている方とい　うことであれば、すみません、分布についてはまだ詳細な状況は確認していないところでございます。後ほど分かれば、そこも含めて皆さま方にもお知らせしていきたいと思います。

○手島委員：まあ、徐々にだと思いますけども。結局単身者だけの、大家が住んでないアパートというのがあるんですね。そうすると曜日を気にせず捨てるんで、怒るんです。私だけじゃな

くて、うちのほうは昔から住んでる人が多いので、「今日、出しちゃ駄目」とか、その辺のところは誰かが注意するんですけども、気の毒なのは、例えば、5 月の連休、それからお正月の連休ありますよね。そうすると、彼らは狭いアパートですからごみを置けないんですよ。

だからその辺は気の毒だなと思いながら、一応きつく注意はするんですけれども、その辺のところが単身者の、玄関が本当に狭くて置けないという方への対応が、そこまで区が手を差し伸べていいのかどうか分かりませんし、「そんなの部屋に置いておきなさい」と言っても何となく臭くなるし、注意するほうもジレンマがあるんですけど。

○新井清掃リサイクル課長：今のお話、民泊なんかもそうなのかなと。やはりホームステイ型で大家さんがいる外国人の皆さま方の宿泊施設と、単なる簡易宿所みたいな形で、ごみ出し問題ですとか、騒音問題ですとか、いろいろあるのかなと思っているところです。

それと同じように単身の世帯でもアパート、今、手島委員さんがおっしゃったような形で、大家さんがいないと本当にパパッて出しちゃうというのはあるとに聞いているところでございます。その部分につきましては、やはり集積所を皆さんに使っていただいて、気持ちよく使っていただくのが一番いいことでございますが、何かあればすぐにふれあい指導なりで対応はできるんですが、やはりもともとの出し方とか、そういったものにつきましては私どものほうもきちっと対応していかなければいけないと思いますし、転入者の皆さま方には、『かたつむりのおやくそく』を配布しているところですが、若い方ですと住民登録があるかないかも含めて、ご覧にならないのかなと思っております。一人でもきちんとその辺、対応できるように、周知に努めていきたいと思っているところです。

○手島委員：確かに役所のほうから指導をしていただくことは、地域でどうしようもなくなったときは指導していただいたほうがいいと思うんですね。いちいち役所にお願いするというのは、役所も忙しくなりますし、地域は地域で解決しなきゃいけない問題というのは多々あると私は思っております。

○新井清掃リサイクル課長：ありがとうございます。そういうふうにしていただくのが一番いいことではございますが、トラブルですとか、そういう部分がどこかにつきまとうというと言葉が悪いのですが、あるかもしれません。そういう部分があれば、きちんと私どものほうもお使いいただければというところもございます。ありがとうございます。

○石垣部会長：町会とか地域の皆さんの独立性と言ったらあれですけれども、自立性みたいなところも非常に重要ですし、単身者の方の出すごみの量が実効性に影響するような形の量でそういう問題を引き起こしているのかどうかというのは別にして、地域の方の不満感というのは、目につけば必ずそれを不満に思う人も出てくる。怖いのは、「やってない人がいるから、僕らもいいんじゃないか」「私たちもいいんじゃないか」という気分がまん延しちゃうということです。そういうことが一番怖い部分です。

犯罪心理学の分野ではそういうことがあって、何か一つでも問題がありそうなところがある

と、バーッとその周りに問題が発生するというようなことがあると。波及効果は非常に大きいというのがあるので、いろんな形で、単身者の方に対しても支援というとあれかもしれないですけれども、教えるというのも重要だと思います。彼らは1週間住んでいてもそんなにごみの量が出ないということは確かにあって、袋を膨らますためにいろいろ入れちゃうというのもありますし、それからコンビニで弁当買って飲み物を買うと1個の袋に入ってくることが多いんで、食べて、飲んで、1個の袋に入れて、そのまま捨てちゃうということもありますので、そういうのは地域のごみの分別、排出のルールがあってということを、いろんな機会に指導できればいいのかなと思います。どういう機会があるのかというのは分からないんですけれども、それを量的に大したことないからいいんじゃないですかと言って見過ごしていくというのはちょっと違うかなと思いますので、ぜひ積極的に地域から問題を拾うというか、ご意見をいろいろ抽出しながら対応していくことが大事かなと思います。
ほかは、皆さまいかがでしょうか。

○平山副部会長：非常に思いつき的で申し訳ないのですけれども、2つあります。1つは人口が増えているからこの問題はないのかなとは思うんですが、放置住宅などの、先ほどの家主さんがおられないとか、若い人だけという、それがさらに行ってしまうと、そこの居住している人が亡くなった場合に、その家そのものが廃棄物処分場みたいになってしまうとかいうのをよくニュースで見たりします。そういうような問題がないのだろうかというのが1つです。
　それから、今も部会長がおっしゃったことなんですが、そしてこれは長谷川委員がおっしゃったのかなと思うのですけれども、知事の一点主義というふうなことをおっしゃいました。それから、手島委員は、これはあるけど具体的じゃないのよねとおっしゃったんですけれども、東京都のほうで言われるのは、「もったいない」、1つだけ。板橋区で言うのは、「かたつむり」、5つある。これを1回に全部教えようとか、広めようとかするのは大変だから、それなら今日はカの週、次はタの週という、これはたとえですけれども、1回ごとに、週ごとにか月ごとにか、そういう守るべき中身を地域の特性を入れながら、そして地元の方がそこのところに配慮しながら少しずつ書いて、重点的に一点集中型で教育をするというんですか、こうなっているんだよということをやるという考え方はないのだろうかということを、ちょっと思いました。

○石垣部会長：2つご意見があったと思います。お願いします。

○長谷川環境課長：環境課長のほうから、先ほどの空き家になってしまった、ごみをため込んだ家の話でございますけれども、いわゆる空き家特措法に基づく行政代執行については、今年、成増の家を1軒、建築指導課が主体でございますけれども実施してございます。それから、区としても空き家特措法に基づく処理をするに当たって、区のほうの条例を、第4回定例会、12月に成立させておりますので、今後そういった物件について適切な処理が従前よりはされていくのかなと思っているところでございます。ただ、いろいろ課題、問題等もございますので、そういう事例があるということだけご報告させていただければと思います。

○石垣部会長：もう 1 つのほうはどうですか。難しいですか。

○平山副部会長：いや、検討していただければということでよろしくお願いいたします。

○新井清掃リサイクル課長：申し訳ありません。私どもも、その点につきましてもきちんと検討してまいりたいと思います。

それと、先ほど小泉委員さんのほうからもお話がありました古布の関係ですとか、コストの関係でございます。まだお答えしていなかった部分もございましたので今したいんですが、古布の回収につきましては私ども職員のほうが回って回収しておりまして、古布自体は今現在売却できている状況でございます。10 円/kg 程度で売却しているところでございます。外国のほうに最終的には出しています。

あとは、産業廃棄物として最後、処分しているということはありません。

それと、2 割の方がシールを貼っていないというところでございますが、そこで補足でございますが、申し分けございません、こちらにつきましては清掃事務所の、ふれあい指導の職員が現場のほうに出向きまして排出指導の関係を現場で行っているということも、私ども対応しているところでございます。

○石垣部会長：追加でご回答もいただきましたので、もし何かあれば。

○小泉委員：事業系の部分なんですけど、日量 50kg 未満というのは最低の部分だと思うんです。それ以下になっちゃうと業者も回収するのにかなり厳しくなってきちゃう部分もあるし、逆に言うと小さい排出事業者、区の中小の企業がかなり厳しくなってきてしまう。実際に事業系ごみって、板橋区内のごみでも、多分板橋清掃工場にほとんど入れませんよね。湾岸エリアに行っちゃっているのが実際で、業者の効率がどんどん落ちてきちゃう部分があると思うんで、業が成り立たなくなってきちゃう可能性もあると思うんです。

これは事業系でも役所がやる部分の範ちゅうだと思うし、逆に言うと、その中でも今、シール貼って缶・びん出してくださいねとか、ペットボトル出してくださいねと言うんですけれども、出しているほうからすると同じシールなんだから不燃で出してもいいじゃんとか、可燃に入れてもいいじゃんという意識があるんだと思うんです。逆に言えば、財政は嫌だと言うかもしれないけれど、リサイクルに関わる分については、ある程度大規模の企業以外はリサイクルに出してくださいぐらいのことをやったほうが、本当はリサイクルとして成り立つのかなという部分がある。

事業で委託してても、缶とかびんとかペットボトルをそこまで委託してる業者って、多分大手しかないと思うんです、実際問題とすれば。そうなるとどうするかといえば、ごみで捨てるか、近くのコンビニに行くかというふうになってきちゃう部分があるんで、そこら辺の事業系の部分のリサイクルというのもどう取っていくかも課題かと思います。

○長谷川環境課長：環境課長から、今の件で方向性ということでお話しさせていただければと思

います。まず板橋区が旧東京都清掃局が基準にしている日量 50kg 未満ということで、小規模事業者については中小企業対策という名目で東京都のときから行ってきて、それを板橋区が引き継いでいます。ただ、ほかの区の状況を見ますと、30kg とか 10kg とか、最低の基準を落として、事業者処理責任を徹底するという目的でそういうふうにされているのかなと思います。逆に今、小泉委員がおっしゃっていたとおり、それを収集する業者側からすると少量のごみを取るというのはコスト高になるので、なかなか厳しいというのはそのとおりなのかなと。そういう面も含めてどの基準が適正かというのは、今後、皆さま方が部会の中でご議論いただければいいのかなと思います。

それから、事業系のリサイクルについてですけれども、これも基本的には事業者処理責任ということで、あくまでも処理の仕方としてはリサイクルでございますけれども、いわゆる不用物として出されるそのものの処理を、どこがコストを負担するかということで、現状としては事業系ごみに準拠して収集しているところです。今言ったリサイクルを進めるという観点でどうあるべきかというのは、また今後のご議論に委ねたほうがいいのかなと思います。

○石垣部会長：補足は大丈夫ですか。

○新井清掃リサイクル課長：今のお話は資料 4 の 17 ページのところかなと思っております。その中で私どものほうで考えていたのは基準の強化というようなお話だったんですが、一方でのお考えということでは、すみません、私どもも勉強させていただきました。ありがとうございます。

○石垣部会長：ほかはどうでしょうか。皆川さんは今日まだご質問、ご意見等いただいていないんですけれども、もしあれば、お願いします。

○皆川委員：いや、特にないです。

○石垣部会長：大丈夫ですか。ありがとうございます。私のほうから、指標を考える際に少し考えておいていただきたいのは、ちょうど長谷川委員のほうからもありましたけれど、この審議会、部会とか、計画自体が指標ありきでは進められていないというのは重々承知してはいるんですけれども、それでも作る以上は何か進め方ですね、方針をきちっと定められるような指標を作ったほうがいいでしょうということがあります。

国の循環基本計画などでも今、資源効率性の考え方ですね、資源をどれだけ投入して、それが例えば、一番大きいので言うと、その地域の GNP とか総生産、お金になったかというようなことが効率性として挙げられるんですけれども、そのほかに資源の投入量に対して、例えば、どれだけ資源の量をリサイクルに回せたかとか、それに対してごみの量が、というようなことが非常に重要になってくるかと思います。

それは最初の古紙の部分もそうですけれども、新聞の回収とか、「新聞の発行量が減っているんだから回収量も減っています」みたいな話というのは、そういった指標である程度解決で

きるものもあって、もちろん区で集められるデータとか、区の範囲をどう仕切るかというのは難しい話だと思うんですけれども、考え方としては、どれだけの資源に対してとか、あるいはもちろんどれだけの人口、1 人当たりに対してでもいいんですけれども、何かそういうような指標をうまく考えてやっていっていただけると、多分循環基本計画で考えるようなことにもうまく合ってくるんじゃないかなという気がいたします。

もう 1 つは、現状とか動向というところでは水俣条約のことも触れていただいているんですけれども、資料の 5、6 ページの検討課題のところでは、水銀含有製品の話が、ごっそり抜けてしまっていて、こちらは板橋区さんとしては、今はたしか蛍光灯分けて回収していないですよね。そういうこともあったりするんで、少し枠組みというか、新しいものを作らなきゃいけないのかなと思って、これは結構重要な検討課題だと思いますので、そういう認識がもしあるようでしたら追加をお願いしたいなと思います。もうちょっと待ってくれということであれば、入れないままでもいいですけれども、検討していただいたほうがいい課題ではないかなと思います。

環境省からもガイドラインとかも出て、収集とかのガイドラインも出ていますので、それ以降に作られる基本計画というのは基本的にそれをうまく取り入れたような形でやっていただけるとありがたい。

○新井清掃リサイクル課長：こちらのほうにつきましては、資料 5 の 6 の中の検討課題の中で有害物というところで触れているところではございますが、もう少し明確に分かるような形ですとか、今、部会長さんがおっしゃっていただいたような形で取り組んでいくということでは間違いないことでございますので、もう少し明確化していきたいと思います。

○石垣部会長：そうですね、有害物の混入排除というよりは、もう一歩踏み込んで、水銀含有製品をしっかり分けて別のルートを作るんだという考え方じゃないですか。

○新井清掃リサイクル課長：はい、分かりました。

○長谷川環境課長：一般の家庭から出るごみについては部会長のおっしゃるとおり混合収集しておりますけれども、区施設から出ている蛍光灯については割らないような形で集めて処理をしているということでございます。

○石垣部会長：ありがとうございます。

○田坂委員：意外と蛍光灯に水銀が入っていると知らん人が多いんですよね。全部水銀が入っているんですよと、知らない人が多いんです。十分ピーアールしてください。

○新井清掃リサイクル課長：水銀含有ということでは、今おっしゃっていただいたようなことで、ご存じない方もいらっしゃるというふうに私どもも理解しておりますので、いろいろな場面で

周知できるときにはやっていきたいと思います。

○石垣部会長：蛍光灯もそうですけれども、今あまりないと思うんですけれども、水銀を使ったような体温計とか血圧計とかで、家庭で新しいもの、センサー式のやつを買って、使っていないんだけど置いてあるというようなものを、退蔵しているものをどこかの機会でまとめて収集してしまうようなキャンペーンとかも、ずっとやらなくてもいいので、1回か2回でいいのでやることで、そういう水銀を含んでいる製品というのが身の回りに昔はあった。これからLEDなんかになってなくなっていくかもしれないけれども、昔はあったし、今も使っているものがあるでしょう。そういうものをいい機会にきちんと捨ててくださいねと周知する機会というのは、持っていただいていいかなと。

○新井清掃リサイクル課長：今、部会長さんにおっしゃっていただきましたことでは、計画にももちろん盛り込む等はあるわけですが、できることについてはどんどんイベント等でも回収というのは考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○石垣部会長：予定していた時間は、今日はご説明もちょっと急いでやっていただいて、皆さんのご意見をいただく時間を長めに取っていただいたんで非常にいろんなご意見をいただくことができたんじゃないかなと思います。よろしいですかね。

今日いろいろな意見をいただきましたので、ぜひそれをまた取りまとめ、参考いただいて、次の検討、計画の策定作業に進めていただければいいかと思います。今日は私のほうでの進行は以上にしたいと思いますので、事務局にお返しいたします。

3. 閉会

○新井清掃リサイクル課長：本日はありがとうございました。この審議内容につきまして、またお話等の中で疑問も含めて、ご意見等がございましたら、来週末、5月19日金曜日までに事務局の方にご連絡いただければと思います。事務局の方でも調整させていただきまして、次回以降の部会で報告させていただきたいと思います。第2回の清掃リサイクル部会につきましては、6月7日水曜日、14時から開催させていただきます。場所等も含めまして、詳細につきましては、改めてご連絡を入れさせていただきます。次回につきましては、次期計画策定の課題、方向性につい来ましてご審議いただくように考えています。私どもからは以上です。